

Diamond Partners

«お役立ち情報Letter No. 111» 2017年8月5日

暑中お見舞い申し上げます！隅田川花火大会も終わり、連日猛暑が続いておりますが、特に、この時期は熱中症にならないようくぐれもお気をお付け下さいますようお祈り申し上げます。

皆様やご家族の皆様は楽しくお元気でお過ごしでしょうか？また、そろそろ夏休みの時期ですが、何かイベント等お考えのことと思ひますかいかがでしょうか？

I. マイコーナー

«ビジネス会計人クラブとの共催で行う保険セミナー»

会計士・税理士等の専門家の先生方へ、これまで5月23日と7月11日の2回『保険の基礎講座』を開催させて頂き、保険活用の方法や利点についてお話しさせて頂きましたが、いつものことですが皆様、とても熱心にお聞き頂き誠にありがとうございました。

次回、第3回目は8月8日(火)に『決算対策で有効な保険商品』というテーマでお話しをさせて頂きます。特に、現在の超低金利下でも中途解約した場合の解約返戻金が、全額損金算入可能でありながら約90%、或いは1/2損金算入に加え約100%(以上)の返戻率の定期保険や遞増定期保険もございます。さらには、設定以来約17年間11%以上で運用されている変額保険(定期型)等々、まだまだ、お宝的な保険商品も沢山有ります。

中小企業様の場合、いざという場合でも誰も助けてはくれません。税金を払うことは全ての皆様の義務ではありますが、その利益の一部を将来のために繰り延べておかれるこども、経営上必要不可欠かと思ひます。

顧問先様に於かれましては客観的かつ納得性の有る提案であれば積極的に対策したいことと思ひます。という訳で、お一人でも多くの先生方にご参加頂きたくご案内申し上げます。

II. FP・保険コーナー

1. 7月18の豪雨災害について

皆様もテレビ等のニュースでご覧になったことと思ひますが、はじめに皆様のなかで、7月18日の豪雨災害に遭われた方がいましたら、心よりお見舞い申し上げます。

私も西日暮里の事務所において体験しましたが、7月18日午後3時過ぎ、突然空が真っ黒になったと思ったら、直後に先が見えない程の大雨と、西からの台風以上の凄まじい風が吹き荒れ、連続的にパンパンパンとベランダやガラス窓を叩きつける音がするので、何だろうと思ってカーテンを開けたところ、ゴルフボール台の雹でした。これまで経験したことがない凄まじい暴風雨と雹で本当に驚きました。

その後、1時間半ほどで雹も雨も止み青空も出てきましたので、外へ出てみましたが事務所のベランダや1Fの駐車場の左端には、雹の塊が出来ていたり、道路は一面落ちた木の葉だらけで、その凄まじさを物語っていました。さらに、翌日になって近所のブティックの横幅3m程の玄関ひさしが吹き飛ばされ歩道に散乱していたり、隣の家の車がアウディからBMWに代わっていたので聞いてみたら、雹でボンネットから屋根までボコボコになり修理に出したとのことでした。戻ってくるのに1ヶ月程掛かるとのことでした。

先月のお役立ち情報レターでもご紹介しましたが、自分の不注意で事故を起こした訳でもないのに、修理代(板金・塗装)は車両保険から出るとのことでしたが、免責額を支払い、次の更新時に

Diamond Partners

は等級が下がり事故有り等級となり、更新後の保険料は大幅に上がってしまうと嘆いていました。

今後は地球温暖化の加速と共に、こうした異常気象の頻度は益々増えていくことは火を見るよりも明らかかと思います。家の損害に関しては火災保険に入つていれば、基本契約中に火災・落雷・破裂・爆発・風災・雪災・雹災なども含まれていますので概ね安心かと思いますが、水災が基本契約に入っている場合と特約で付加する保険会社がありますが、特に、一戸建ての場合でしたら、水災が付いていなければ今後は付けた方が良いのかなと思いました。

また、自動車保険の場合、先月のお役立ち情報レターでも紹介させて頂きました朝日火災の長期契約自動車保険『ASAP6』なら6年間の契約中の1回の事故なら年々保険料は下がり、更新時にはさらに、13等級の被保険者なら15等級になり、事故有り等級も付かないでの、保険料も下がりますので、より安心頂けることと思っていますが、皆様のご感想はいかがでしょうか？

2. 厳しさを増す中小企業の突然の相続

先日、税理士の染宮先生が主催する保険営業マン向け『生保営業最強セミナー』を受講してきましたが、今回は、司法書士の椎葉基史先生（司法書士法人ABC代表）による『きれいな店じまいと限定承認』～負債相続に泣かないために～と題してのご講演でしたが、とても印象深かった内容でしたので『お役立ち情報レター』でもご紹介させて頂こうと思いました。

1) 中小企業の置かれている現状

①中小企業にのしかかる経営者保障の重圧

中小企業のほとんどが経営者保障を提供しており、中でも企業規模が小さくなるほど提供割合が高くなっているとのことでした。

②赤字企業の割合

赤字企業の割合はここ15年程（平成10年以降～平成25年まで）70%前後で高止まりしております。（60%後半～70%前半で推移している。）

③経営者保障が与える影響

そして、経営者の90%近くが、倒産・廃業時にご自身の財産を失う可能性がある。と伝えられています。「経営者保障に関するガイドライン」より・・・

また、「世代交代困難」「家族の理解を得られない」などの弊害が、事業承継の足かせとなるとも言われております。

2) 廃業・倒産リスクを考慮した相続対策を

事業承継、特に親族内承継は難しいと思いますが、経営者が最も心しなくてはならないことは、会社の従業員だけではなく、経営者の家族を守らなければならないとつくづく感じました。

①当然のことですが、法人での負債が有れば、出来る限り減らしておかれるべきです。しかし、赤字法人の場合、負債を減らしたくても減らない。むしろ、増えているようであれば、もしもの場合、連帯保証債務は当然に相続人に相続されてしましますので、そうした現状を家族に伝えておかれるべきかと思います。

②取引関係法人間で、連帯保証人となっている場合⇒被相続人死亡の場合、①同様連帯保証債務は当然に相続人に相続されてしまいますので、①同様家族に伝えておかれるべきかと思います。

③そして、もしもの場合に備え、個人で高額な生命保険に加入しておかれることがお薦め致します。その理由は、被相続人の突然の死亡の場合、相続人は相続放棄や限定承認をした場合でも、生命保険金は受取人固有の財産であり、相続財産ではない（みなし相続財産＝相続財産とみなして相続税は掛ける）ので受取ることが出来、いざという場合でも家族の生活を守れます。

④お薦めの保険種類

短期の定期保険：保険料が安く大きな保障が得られます。さらに、タバコを吸わない方であれば

Diamond Partners

リスク細分型の定期保険に入れますのでさらに安く入れます。

3. マンション共有部分の火災保険料について

先日あるマンション所有者から、『所有しているマンションの建築からの年数が経過する程に、入居率は下がり、諸々の修繕費も掛かる上、共有部分の火災保険の保険料が高くなつていて頭を痛めている。』或いは『うちはきちんとメンテナンスを実施しているにも関わらず経過年数だけで、一律保険料が上がってしまうのには納得できない。』とのお話しを頂きました。

私は、現在損保資格は返却していますが、調べて安く加入できる保険会社があれば、損保の専門家をご紹介させて頂くことと致しました。

1) 火災保険料が築年数経過とともに上がる理由について

保険会社的には建物が古くなるに従って、特に、リスクが高まるのが給排水管の劣化から漏水事故に繋がり、保険金支払い件数が増えるので、古い建物は新規では引き受けないか、引き受けても保険料は高くなってしまいます。

2) 日新火災では、マンション管理適正化診断サービス後に火災保険料が決まる

一般社団法人日本マンション管理士会連合会が実施するメンテナンス状況の診断サービスですが、マンション管理士が無料で診断し、客観的に管理されている場合、給排水管等のメンテナンス状況に応じて火災保険料が割引されます。

3) 診断結果レポートの提出

この火災保険を契約するかどうかにかかわらず、今後のマンション管理に向けた改善点等のアドバイスを記した「診断レポート」をご提供しますとの、オーナー様に取っては嬉しいサービスかと思います。

4) 実際の割引例

・横浜市内のマンション	《共有部分の火災保険料》		
・築16年、80戸室	診断前	30%ダウン	診断後
・5年契約	277万円	↓	195万円

5) 付けておくことで、安心感が増す特約

①電気的・機械的事故（屋上へ上げる給水ポンプ等の補償）

付帯すると保険料が高くなつてしまうので、付けていないケースが散見されますが、下がった保険料で付けら、いざという時には助かります。

②個人賠償責任総合補償特約

居住用戸室の所有・使用・管理に起因する偶発する事故によって損害を与えた損害賠償金を補償します。例えば、個人の部屋から水漏れをさせた場合の保障もカバーしてくれます。

③マンション管理組合役員賠償責任補償特約

マンション管理組合の役員が管理規約に規定する業務に係る行為に起因して、損害賠償請求を受けたことによって負担する弁護士費用等を補償しますとのことですですが、役員さんに取っては何か不測の事態が発生した場合でも安心かと思います。

最後までお読みいただきましてありがとうございました。ご健康にはくれぐれもお気をつけいただきますよう心より祈っております。

なお、こうしたお役立ち情報Letter等全く必要ないという方は、この1面に「お名前と不要」とお書きいただき03-5815-2841までFaxしていただきましたら、翌月以降のお役立ち情報Letterはお止めさせていただきます